

公募増資による新株発行の 不公正発行認定基準の検討

—上場会社の大株主が反対する裁判例を素材に—

藤田 光

【要旨】

会社法210条に規定される新株の不公正発行差止請求について、従来の差止請求事案は、第三者割当による新株発行である場合がほとんどであった。ところが近時、公募増資による新株発行が不公正発行に当たるか否かが争われた事件が発生した。そこで本稿は、かかる点が争われた近時の裁判例を手掛かりに公募増資の不公正発行認定基準について検討することを目的とする。

本稿は、実際に公募増資による不公正発行該当性が争われた出光興産新株発行の差止仮処分の決定（東京高決平成29年7月19日金判1532号57頁）を紹介し、公募増資による新株発行は従来の不公正発行認定基準の例外に当たるのかを分析しつつ、公募増資による新株発行の不公正発行認定基準を検討している。そして、本稿は、第三者割当増資に対する不公正発行認定基準として確立されてきた「主要目的ルール」が公募増資の場合でも妥当するとの結論に至った。

【講 評】

本論文は、出光興産事件を素材として、公募による新株発行の不正発行該当性が争われた際の判断基準はいかなるものなのかが検討されている。学説では、これまで第三者割当増資の場合を念頭において議論がなされており、公募増資による新株発行の不正発行該当性の審査のあり方について、ほとんど論じられることはなかった。日本では、先行事例の蓄積が乏しく、不正発行が疑われるような新株発行において、その募集方法が公募である場合（第三者割当である場合と比較して）、いかなる認定基準を当てべきかが明確になっていない。このような問題意識の下、上記問題点が具体的に顕在化した事案を取り上げて、公募増資による新株発行という点が具体的に実務上どのように問題となるのかを分析した視点は十分評価できる。

本論文は優秀卒業論文として十分評価できる。